

柴田町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月27日

柴田町監査委員 関場 孝夫



柴田町監査委員 桜場 政行



令和8年度 財政援助団体等に対する監査について

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 関場 孝夫

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和7年度補助金等に関する事務

(2) 実施年月日及び対象課等

実施年月日	監査対象課等	補助等事業名
令和8年 5月18日	商工観光課	柴田町シルバー人材センター運営費補助ほか12事業
	教育総務課	私立幼児教育施設運営費助成金事業 ほか5事業
	福祉課	柴田地区保護司会柴田分会事業補助 ほか8事業
	総務課	柴田町職員自主研修助成事業 ほか1事業
5月19日	健康推進課	柴田町食生活改善事業補助 ほか9事業
	子ども家庭課	子ども食堂開設運営費補助 ほか2事業
	都市建設課	柴田町内危険ブロック等除去事業補助 ほか2事業
	農政課	経営開始資金補助金 ほか21事業

5月20日	まちづくり政策課	柴田町商工会デマンド型乗合タクシー運航事業補助 ほか11事業
	議会事務局	政務活動費
	スポーツ文化振興課	柴田町子ども会育成会連絡協議会補助 ほか7事業
5月22日	町民環境課	柴田町公衆衛生組合連合会補助 ほか3事業
	税務課	柴田町納税貯蓄組合事務補助 ほか1事業
	財政課	

(3) 監査の場所

柴田町監査委員室

(4) 監査の方法

財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を確認、必要に応じて担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。